（経営発達支援計画に係る経営指導員の要件）

第七条　法第七条第五項に規定する経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することについて経済産業大臣の確認を受けた者であることとする。

一　商工会若しくは商工会連合会又は商工会議所若しくは日本商工会議所その他商工会議所を構成員とする団体の役員又は職員である者

二　直近五年以内に中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第四十条各号に規定する科目に係る基礎的知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者

三　直近五年以内に地方公共団体の行政事務に係る基礎的知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者

四　小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する三年以上の実務の経験を有する者

五　次に掲げる者のいずれにも該当しない者

イ　心身の故障により経営指導員の業務を行うことができない者

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ　法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ホ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

2　前項の経済産業大臣の確認は、法第七条第一項の認定と併せて行うものとする。

（経営発達支援計画の変更に係る認定の申請）

第八条　商工会又は商工会議所及び関係市町村が法第八条第一項の規定により経営発達支援計画の変更に係る認定を受けようとする場合は、経済産業大臣に、様式第四による申請書及びその写しを提出しなければならない。

2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　［略］

三　当該変更に伴い第六条第二項各号に掲げる書類に変更があったときは、その変更に係る書類

（認定経営発達支援計画の公表）

第九条　経済産業大臣は、法第七条第一項の認定をしたときは、当該認定の日付、当該認定を受けた商工会又は商工会議所及び関係市町村の名称並びに当該認定経営発達支援計画の内容を公表するものとする。

（経営指導員要領の作成等）

第十条　中小企業庁長官は、第一条から第三条まで、第六条及び第七条に掲げるもののほか、経営指導員による情報の提供及び助言の的確な実施を確保するために必要な事項を定めた要領（次項において「経営指導員要領」という。）を作成するものとする。

2　中小企業庁長官は、経営指導員要領を作成しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事と協議するものとする。

［新設］

（経営発達支援計画の変更に係る認定の申請）

第二条　商工会又は商工会議所が法第六条第一項の規定により経営発達支援計画の変更に係る認定を受けようとする場合は、経済産業大臣に、様式第二による申請書及びその写し二通を提出しなければならない。

2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　［略］

三　当該変更に伴い前条第二項に掲げる書類に変更があったときは、その変更に係る書類

（認定経営発達支援計画の公表）

第三条　経済産業大臣は、法第五条第一項の認定をしたときは、当該認定の日付、当該認定を受けた商工会又は商工会議所の名称及び当該認定経営発達支援計画の内容を公表するものとする。

［新設］